

腹囲の男女差って・・・。

受診をためらう理由に、「メタボ判定を受けるのがちょっと・・・。」という人もいらっしゃるのではないのでしょうか？さらに、メタボ判定に使用される腹囲の基準値が、男性が85 cm以上、女性が90 cm以上となっているため、「男性の基準が厳しい」と納得がいかない男性も多いのではないのでしょうか？

これは、統計的に内臓脂肪面積が100 cm²以上に相当する腹囲を男女それぞれで算出した数値です。内臓脂肪面積が100 cm²以上になると糖尿病や高血圧など複数の検査値に異常が現れやすいというデータからこの基準が決められました。男性の腹囲の基準値が女性より小さいのは、男性に内臓脂肪型肥満が多く、腹囲が大きくなり始めたら早めの対策が必要だからです。

竹原市国民健康保険特定健診は、集団検診と医療機関での個別検診から選ぶことができます。
ご自分にあった方法で受診してください。
※詳しくは、広報たけはら5月号と一緒に配布した「竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください。
(竹原市ホームページからもご覧になれます。)

竹原市国民健康保険
特定健診が始まりました

竹原市国民健康保険特定健診の受診率は、全体で3割弱ですが、40歳～50歳代の受診率は低くなっており、特に男性では、40歳代で1割、50歳代で2割程度となっています。
しかし、自覚症状は無くても、この働き盛り世代から受診して生活習慣を見直すことが、将来の健康的な生活のために必要です。

特に40歳～50歳代の
男性！ぜひ受診を！

敬老事業の見直しについて

市では、結婚50周年を迎えられたご夫婦を対象に、金婚を祝う会を開催してきましたが、竹原市におきましても高齢化が進み、平均寿命も延びるとともに、高齢者個々の価値観や意識についても多様化してきていることから、これまでの敬老事業を一部見直しました。

敬老事業については、より多くの高齢者を対象とした事業へ見直しを行い、対象者が特定の人に限られる金婚を祝う会の開催を今年度から取りやめ、その他、敬老祝い金の対象者を変更し、地域で開催の敬老会への補助金を拡充することとしました。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、今後も地域で高齢者を支える取り組みを進めていきます。

問い合わせ 福祉課介護福祉係 ☎ 22-7743

たけはら三色レンジャー物語
パートⅡの完成！

食べ物のはたらきで色分けした3色のレンジャーが登場し、子どもたちとの会話の中で、高齢者の生活習慣の問題点を見つけ、食の改善を目指す内容の物語です。

大型紙芝居のほか、プレゼンテーション用のデータやテレビ視聴用のDVDも作成し、各種用途に対応できます。

地域や施設などで、食について話をしたり学んだりする場で、ぜひ活用してください。

貸出方法や詳しい内容などについては、お問い合わせください。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157

平成27年第2回
竹原市議会定例会

6月23日～26日までの4日間、市議会定例会が開催され、報告5件、議案8件が可決されました。主な議案は次のとおりです。

◆ 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
委員の任期満了に伴い、その後任委員を選任するものです。

◆ 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
介護保険法の一部が改正され、条例の定めるところにより低所得者に対する減額賦課を行うこととされたことに伴い、その対象者及び減額幅を定めるものです。

◆ 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第1号)
地域防災ネットワーク推進事業及び、小中学校教育用機器整備事業について所要の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ、1,004万1千円を減額するものです。



介護保険法の改正により、利用者負担割合や高額介護サービス費の上限額等の一部見直しが行われます。介護保険制度の持続可能性を高めるため、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

●介護保険負担割合証を送付します

介護保険サービスを利用する場合の利用者負担は、これまで所得にかかわらず、サービスにかかる費用の1割でしたが、介護保険制度の改正により、8月からは、65歳以上の人のうち、一定以上の所得がある人は、サービスにかかる費用の2割を負担することになります。

8月からの利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」は、要介護認定を受けている全ての人を対象とし、7月下旬に送付します。

8月から介護保険サービスを利用する際には、介護保険被保険者証とあわせ、負担割合証を提示してください。

●利用者負担が2割になるのは、次の①・②両方に該当する人です。

①介護保険サービスを利用している本人（65歳以上）の合計所得金額が160万円（公的年金収入に換算した場合280万円）以上。

②年金収入とその他の合計所得金額の合計が、同一世帯における65歳以上の人数が1人の場合は280万円以上。

同一世帯における65歳以上の人数が2人以上の場合は346万円以上。

※これらの条件に該当しない人の利用者負担は1割のままです。

●介護保険施設利用者の食費・居住費の負担軽減の適用要件が変わります

介護保険の施設サービスやショートステイを利用する人で、世帯全員が市民税非課税の人は、申請により、居住費と食費の自己負担額に上限が設けられています。

平成27年8月からは、負担軽減の適用要件が、次のとおり変更されます。

※前年度までとは、申請方法等が変わります。

資産要件の確認のため預貯金通帳等の写しが必要となります。

適用要件	平成27年7月まで	平成27年8月から
所得要件	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯 ※世帯分離している配偶者も非課税であること
資産要件	—	預貯金等が一定額以下であること ※単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下

●高額介護サービス費の上限月額が一部変更されます

同じ月に利用した介護保険のサービスの自己負担額が一定額を超えたときは、申請により、超えた部分が、高額介護サービス費として払い戻されます。

8月から、現役並み所得者を対象とした、新たな上限月額（44,400円）が設定されます。同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合に対象となります。

ただし、同じ世帯にいる65歳以上の人の収入の合計が520万円（単身世帯の場合は383万円）に満たない場合は、申請により、月額上限を37,200円に戻します。対象となる世帯には、「基準収入額適用申請書」を送付しますので、提出してください。

対象者	上限月額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
生活保護受給者等	15,000円	15,000円
世帯全員が市民税非課税で、所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	(個人)15,000円 (世帯)24,600円	(個人)15,000円 (世帯)24,600円
世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	24,600円	24,600円
市民税課税世帯	37,200円	37,200円
現役並み所得者(新設)	—	44,400円

※居住費・食費・日常生活費などは除く。